

葉山町週休２日制確保工事実施要領

1 対象工事

対象とする工事は、設計金額（税込）が 130 万円以上の工事のうち週休２日制を確保するものとして町が選定した工事（以下「週休２日制確保工事」という。）とする。

ただし、アからエまでの条件のいずれかに該当する工事は対象外とする。

ア 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

イ 通年維持工事、緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

ウ 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事

エ その他、対応が困難と発注者が判断した工事

2 神奈川県県土整備局の「週休２日制確保モデル工事実施要領」の適用

週休２日制確保工事の実施に当たっては、本実施要領によるもののほか、神奈川県県土整備局の「週休２日制確保モデル工事実施要領」に基づき実施するものとする。

3 工事成績への加点について

週休２日を達成した場合における工事成績評定への加点は、当面行わないものとする。

4 その他

週休２日制確保工事の実施に当たり疑義等が生じたときは、速やかに監督員と協議をして、当該指示に従うものとする。

附 則

1. この要領は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。

2. この要領の施行の日以後に行われる公告に係る契約で令和 7 年 4 月 1 日以後に締結するものについて適用するものとする。